平成２９年（フ）第１３９号
佐賀県西松浦郡有田町桑木原乙2934番地１
債務者　川久保裕子
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２７号
佐賀県伊万里市松島町305番地26
債務者　木須トモ子
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第２５号
宮城県大崎市古川福浦２丁目２番８号
債務者　藤井　里美
１　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
長野県駒ヶ根市赤穂14番地934　馬見塚団地36号
債務者　石井　一子
１　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第１５号
長野県上伊那郡辰野町大字平出1296番地１
アビタシオン・モーリ102号
債務者　山田　芳子
１　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第６９号
兵庫県尼崎市道意町３－３－８－303、住民票上の住所兵庫県尼崎市大庄中通４丁目８番地の１　エクセレント大庄101号
債務者　雷　　貞治
１　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１０号
広島県江田島市大柿町深江1453番地２
債務者　二間　　守
１　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
広島地方裁判所呉支部

平成３０年（フ）第３４号
福岡県久留米市小頭町13番地２廣田ビル３階３－Ａ号室、住民票上の住所福岡県久留米市安武町安武本2298番地
債務者　森　　茂
１　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２６号
佐賀市川副町大字犬井道2073番地６
債務者　中島　忠男
１　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
佐賀県小城市小城町松尾3844番地３（病院寮）、住民票の住所佐賀県小城市小城町松尾3844番地３
債務者　横岳　大樹
１　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２９号
福島県郡山市桑野５丁目10番地の44　桑フィールド102号
債務者　大谷　元宏
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第３１２号
名古屋市南区弥次ヱ町５丁目12番地の10　ひまわり　２階15号
債務者　小川　明美
１　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９５号
神戸市東灘区深江北町５丁目６番21－204号
債務者　倉鹿野美枝子
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２２号
神戸市長田区御蔵通２丁目３番地ロイヤルシャトーⅢ203号
債務者　坂元鉄筋こと　坂元　講次
１　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８号
兵庫県明石市魚住町西岡501番地の５　ロイヤル魚住401号
債務者　田中　武士
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
兵庫県明石市小久保１丁目16番地の12　サニーコートⅡ－302号
債務者　白石　重夫
１　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係